

## 専門部会会議の報酬について

本年4月より、類似機関から附属機関という位置づけとなり、府中市附属機関の設置等に関する条例第7条において、部会を置くことができるとされており、部会会議についても報酬を支給することが妥当だと考えられる。本協議会では、設置当初、部会会議は自主的なものという位置づけで行われており、全体会議に内包されるものとして報酬の対象外としていたが、附属機関になったこと、委員全員に部会に所属していただいていること等から、本年度から部会会議も報酬支給の対象とする。

- 1 報酬額           日額 8,000円  
                  全体会議と部会会議を同日で行った場合は、併せて  
                  日額8,000円の支給となる。
- 2 会議回数        当該年度6回以内
- 3 その他           (1) 意見聴取のためオブザーバーは報酬支給の対象外とする。  
                  (2) 運営会議や打合せは報酬支給の対象外とする。